

新・国際芸術祭（仮称）組織委員会 設立総会

次 第

日時：2020年9月8日（火）

午後3時30分から

場所：都道府県会館 407 会議室

1 開 会

2 組織委員会の設立について

3 閉 会

<配付資料>

新・国際芸術祭（仮称）組織委員会規約（案）

新・国際芸術祭（仮称）組織委員会規約（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、新・国際芸術祭（仮称）組織委員会（以下「組織委員会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 組織委員会は、事務所を愛知県名古屋市東区東桜一丁目13番2号に置く。

（目的）

第3条 組織委員会は、現代芸術等を中心とした国際的な芸術祭（以下「新・国際芸術祭（仮称）」という。）の準備及び開催運営等を行うことにより、次の各号に掲げる事項を達成することを目的とする。

- （1）新たな芸術の創造・発信により、世界の文化芸術の発展に貢献すること。
- （2）現代芸術等の普及・教育により、文化芸術の日常生活への浸透を図ること。
- （3）文化芸術活動の活発化により、地域の魅力の向上を図ること。

（事業）

第4条 組織委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1）新・国際芸術祭（仮称）の準備及び開催運営
- （2）その他組織委員会の目的を達成するために必要な事業

第2章 組織

（委員）

第5条 組織委員会の委員は、第6条第1項第1号に規定する会長、同項第2号に規定する会長代行、第9条第1項に規定する芸術監督及び第11条第1項に規定するアドバイザー会議委員とする。

2 委員は、組織委員会に関する活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

(役員)

第6条 組織委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 会長代行 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、新・国際芸術祭（仮称）推進協議会設置要綱（令和2年2文芸第1628号）第3条に規定する会長（以下「推進協議会会長」という。）が委嘱する者をもって充てる。

3 会長代行は、愛知県県民文化局文化部長をもって充てる。

4 監事は、第10条第1項に規定する運営会議の同意を得て会長が委嘱する。

(職務)

第7条 会長は、組織委員会を代表し、会務を統括する。

2 会長は、テーマ・コンセプト及び出展作家・作品について承認する。

3 会長代行は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 監事は、組織委員会の業務及び会計を監査する。

(任期)

第8条 役員及び委員の任期は3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員及び委員の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

3 役員及び委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(芸術監督)

第9条 組織委員会に、新・国際芸術祭（仮称）の学芸部門の責任者として芸術監督を置く。

2 芸術監督は、会長が委嘱する。

3 芸術監督の職務は、次のとおりとする。

- (1) テーマ・コンセプトの立案
- (2) 出展作家・作品の選考
- (3) その他学芸部門に関すること。

(運営会議)

第10条 組織委員会に、運営会議を置く。

- 2 運営会議は、会長、会長代行、芸術監督及び2名のアドバイザー会議委員をもって構成する。
- 3 運営会議は、次の各号に掲げる事項を議決する。
 - (1) 規約の改廃
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 事業報告及び収支決算
 - (4) その他組織委員会の運営に関する重要な事項
- 4 運営会議は、会長が招集する。
- 5 会長が必要と認める場合、構成員は、運営会議にウェブ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。）を利用して出席することができる。
- 6 運営会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 7 運営会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 8 運営会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 やむを得ない理由のため運営会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、その構成員は出席したものとみなす。
- 10 会長が必要と認める場合、あらかじめ通知した事項に対する構成員による書面表決をもって、運営会議の議決に代えることができる。
- 11 会長は、必要と認めるときは、運営会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 12 会長は、第3項に規定する議決を行ったときは、推進協議会会長に対して報告する。

（アドバイザー会議）

第11条 組織委員会に、アドバイザー会議を置き、アドバイザー会議の委員は、推進協議会会長が委嘱する。

- 2 アドバイザー会議は、会長の求めに応じテーマ・コンセプト等について助言を行う。
- 3 アドバイザー会議は、芸術監督候補を選出する。

（その他の会議）

第12条 前2条に定めるもののほか、組織委員会に会長が必要と認める会議を置くことができる。

第3章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第13条 会長は、運営会議の議決事項について、緊急を要するときは、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の運営会議において報告しなければならない。

第4章 事務局

(事務局)

第14条 組織委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局長は愛知県県民文化局文化部長、事務局次長は愛知県県民文化局文化部文化芸術課トリエンナーレ推進室長をもって充てる。

3 事務局は、愛知県県民文化局文化部文化芸術課トリエンナーレ推進室に置く。

4 事務局には、所要の職員を置く。

5 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 会計

(経費)

第15条 組織委員会の活動に必要な経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 組織委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 補則

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、2020年 月 日から施行する。
- 2 組織委員会の設立当初の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、設立の日から2021年3月31日までとする。